

別紙

洗濯業務仕様書

岩手県立磐井病院及び岩手県立南光病院の洗濯業務を委託するにあたり、安全かつ効果的に実施するため、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1. 業務の範囲

洗濯物の品名は、別紙に掲げる品名とする。

2. 法令等の遵守

委託業務は、昭和 59 年 4 月 6 日付総第 15 号厚生省医務局通知(以下「厚生省通知」という。)による他、クリーニング法等関係法令並びに契約に定めている条項に基づき、常に清潔に留意し、適正に処理するとともに、病院業務の運営に支障を来さぬよう業務を遂行するものとする。又、クリーニング法等関係法令の定めによるクリーニング師の配置、及びクリーニング所の届出をすること。

3. 作業項目

別紙「洗濯業務委託明細書」のとおり

なお、病院業務に支障のないよう、受託業務を完了するために必要な人員配置及び勤務体制を維持すること。

4. 作業日及び時間

原則として、土曜日、日曜日、祝日等を除く月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

ただし、年末年始及びゴールデンウィーク期間等については、委託側・受託側協議のうえ決定するものとする。

5. 作業内容の徹底

受託者は、従事者に対し、この仕様書の内容を周知するとともに、業務に必要な知識の習得及び訓練を行うこと。

6. 作業従事者

- (1) 従事者は、作業中常に清潔な被服及び履物を着用し、上着には会社名及び氏名を記載した名札を着用すること。
- (2) 従事者は、満 18 歳以上の身元確実な者とする。
- (3) 従事者は、本書に定める作業内容を十分行ない得る者とし、業務について十分経験を有する適正な者とする。
- (4) 従事者は、職員・患者及び来院者等に不快感を与えるような言動・行動は避けるよう注意すること。
- (5) 伝染病、伝染病の保菌者、化膿性創傷、伝染性皮肤病疾患、又は下痢性疾患のある従事者は、業務に従事しないこと。
- (6) 従事者の家族、又は近隣に伝染病が発生した場合は、速やかに申し出て責任者の指示を受けること。
- (7) 従事者は、爪を短く切り常に清潔にするとともに、作業場所の清潔保持に努めること。
- (8) 就業前、用便後、電話使用后、又は不潔なものに触れた場合は、その都度手指の洗浄消毒を

行なうこと。

(9)従事者は、作業中に放痰等の不潔な行為をしてはならないこと。

7. 作業責任者の選任

受託者は、病院との連絡調整にあたらせるため、従事者の中から作業責任者1人を選任し、病院に届け出るものとする。

8. 作業実施上の注意事項

(1)病院担当者は、洗濯物を汚染の度合いにより、各々定められた容器に収集し、作業員に依頼するものとする。

(2)作業員は、洗濯の依頼を受けたとき、汚染の甚だしいものについては、所定の場所において、厚生省通知に基づく消毒を実施するものとする。

9. 使用材料

洗濯用洗剤は業者の負担とし、使用する前に病院の許可を受けること。

10. 完了報告

毎日の委託業務が完了した都度、洗濯業務日誌を提出するものとする。

11. その他

(1)発生したインシデント、アクシデントについては、必ず病院に報告すること。

(2)従事者に対し、適切な研修を行うとともに、病院が主催、指定する研修に参加させること。

(3)火災、地震等の非常時には、自衛消防隊として病院長の指揮下に入り行動すること。

(4)従事者は、来院者や職員等の駐車妨げにならない範囲で、職員駐車場の利用ができること。

洗濯等業務委託内容明細書

《磐井・南光病院共通》

- 洗濯物は、特に次の事項について留意すること。
 - 血液・汚物等で汚染された洗濯物は、各部署又は寝具室等で予備洗濯・殺菌消毒するので、殺菌消毒後に洗濯すること。
 - 毀損、型崩れ、又は収縮の恐れがある洗濯物は、ネットに入れるなど注意を払うこと。
 - すすぎ等を行った後の洗濯物に洗剤等が残留しないようにすること。
 - 洗濯時間は原則 10 分間、すすぎ時間は原則 3 分間を 3 回繰り返すこと。但し、この時間は洗濯物の材質、量及び汚染の程度等を考慮し変更すること。
- すすぎを終了した洗濯物は、乾燥室で乾燥し、その後病棟毎に補修室の所定の場所に整理すること。
- 洗濯物は、特別の事情がない限り搬入された日の翌日中に仕上げること。
- 洗濯物に毀損、ほつれ等、又はボタン等の付属品に脱落がある場合は、補修すること。
- シーツ、予防衣しわの醜い洗濯物については、アイロン仕上げをすること。
- 洗濯物の引渡しのはきは、病院の担当者の検収を受けること。確認の結果不良となった洗濯物については、再度洗濯を行い速やかに引き渡すこと。依頼された洗濯物を紛失、又は毀損した場合は、遅延なく病院に報告し指示を受けることとするが、原則として同等品を賠償すること。
- 作業場所は、常に清潔保持に努めること。
- 洗濯機、乾燥機等の設備は、常に適正に使用できるように管理するとともに、異常があるときには速やかに病院に報告し指示を受けること。

《南光病院》

- 洗濯物は、各病棟等の職員によって洗濯室の所定の収集箱に搬入されるので、私物の洗濯物は、病棟名及び氏名の記載の有無を確認すること。氏名の記載の無い洗濯物は、病棟に連絡し確認することとするが、なお確認できない洗濯物については、洗濯を終了後一定期間保存し、申し出の無い物については総看護師長等に連絡し指示を受けること。
- 事務局長室のソファカバーの交換及び洗濯を毎月 1 回行うこと。

1ヶ月平均見込洗濯数量

磐井病院

品名	数量
肌着	1,157
バスタオル	3,524
タオル	24,632
ベビー用ハンカチ	526
シーツ類	16
カーテン	15
布団カバー	74
枕カバー	845
圧巾	43
手術着	2,842
三角巾	25
予防衣	991
包帯	5
ベッドカバー	220
下着類	27
タオルケット	177
靴下類	1,182
その他	3,342
計	39,643

南光病院

品名	数量
一般衣類	2,261
バスタオル	1,307
タオル	2,921
おしぼり	5,393
マットレス	0
前掛け	0
ベッドカバー	12
枕カバー	31
カーテン	19
ビニール合羽	0
足マット	77
下着類	1,542
タオルケット	107
靴下類	1,049
補修	5
給食フードキャップ	0
その他	880
計	15,604

磐井病院洗濯業務日誌

令和 年 月 日

責任者	勤務者

総務課長		係

品名	洗濯	仕上	品名	洗濯	仕上
肌着			三角巾		
バスタオル			予防衣		
タオル			ビニール		
ベビー用ハンカチ			包帯		
シーツ類			ベッドカバー		
カーテン			パジャマ		
布団カバー			下着類		
枕カバー			タオルケット		
圧巾			靴下類		
手術着			その他		

様式第2号

南光病院洗濯業務日誌

令和 年 月 日

責任者	勤務者

総務課長		係

品名	洗濯	仕上	品名	洗濯	仕上
一般衣類			ビニール合羽		
バスタオル			足マット		
タオル			下着類		
おしぼり			タオルケット		
マットレス			靴下類		
前掛け			補修		
ベッドカバー			その他		
枕カバー					
カーテン					